

# くらしの安全安心だより

発行/佐賀県くらしの安全安心課・佐賀県消費生活センター（☎0952-25-7059 佐賀市天神三丁目2-11アバンセ3階）

## 暑い季節に起こりやすい子どもの事故にご注意ください！

これから暑くなる季節、数多く発生するのが子どもの事故です。事故のほとんどはちょっとした注意で防ぐことができます。そこで夏に多発する事故を取り上げ、事故防止のポイントを紹介します。

### 水遊びでの事故〈注意ポイント〉

- ◎水遊びをする際は必ず大人が付き添い、子どもから目を離さない。
- ◎海や川で遊ぶ時はライフジャケットを着用する。
- ◎危険な場所がないか確認し、危険な場所で子どもが遊ばないようにする。



### 車内での熱中症〈注意ポイント〉

- ◎少しの間でも、子どもだけを車の中に残さない。
- ◎子どもを車内に残したままにしていると、暑い季節は車内の温度が上昇し、熱中症になるおそれがあります。



### ベランダなどからの転落〈注意ポイント〉

- ◎子どもだけでベランダに出さない。
- ◎ベランダから身を乗り出すと転落する危険があることを教える。
- ◎ベランダに植木鉢、椅子などの踏み台になるものを置かない。
- ◎子どもだけを家に残して外出することは避ける。



◆詳しくは

出典：消費者庁H30.3月発行  
「子どもを事故から守る！！事故ハンドブック」より

## 身近にひそむ危険 高温多湿になる時期は 細菌による食中毒に気をつけて！

気温が高い日が続くこれからの時期は、一年で最も食中毒が発生しやすい時期です。外食だけでなく家庭で起こるケースが多く、十分な注意が必要です。

高温多湿を好む細菌による食中毒は夏場に多く発生します。

また、暑い日が続くこの季節は体の抵抗力も低下し、細菌やウイルスにも感染しやすくなります。食中毒を予防して、健康に夏を乗り切りましょう！



### 【食中毒予防の三原則】

特に夏場に食中毒を引き起こす原因となる細菌は「**つけない**」「**増やさない**」「**やっつける**」が原則です！

#### つけない=洗う！分ける！

手や調理器具を介して、加熱しない野菜などに菌が付着しないように、その都度、手や調理器具をきれいに洗い、できれば殺菌しましょう。商品の保管の際にも、細菌が付着しないように、密封容器やラップをかけたりすることも大事です。

#### 増やさない=低温で保存！

肉や魚などの生鮮食品や惣菜などは、購入後はできるだけ早く冷蔵庫に入れましょう。なお、冷蔵庫に入れても、細菌はゆっくりと増殖しますので、冷蔵庫を過信せず、早めに食べることが大事です。

#### やっつける=加熱処理する

ほとんどの細菌やウイルスは加熱によって死滅するので、肉や魚はもちろん、野菜なども加熱して食べれば安全です。特に肉料理はよく加熱することが大事です。調理器具にも菌が付着するので、洗剤でよく洗って殺菌しましょう。

◆詳しくは

出典：政府広報オンライン「食中毒を防ぐ3つの原則・6つのポイント」

相談内容上位3件		主な内容
1	不当・架空請求	◎ 架空の公的機関をかたる架空請求ハガキ ◎ 出会い系サイトや占いサイト、アダルトサイト情報などの利用料・登録料の不当請求 ◎ 身に覚えのない架空請求 など
2	健康食品	◎ 「無料」や「お試し価格」の1回だけのつもりで注文したら、定期購入が条件だった ◎ 解約するために電話をかけても業者につながらない など
3	フリーローン・サラ金	多重債務、ヤミ金融・借金整理などの相談

最も多かった相談は「不当・架空請求」で、**架空の公的機関をかたる架空請求ハガキ**に関する相談が多く寄せられています。「特定消費料金未納に関する訴訟最終告知のお知らせ」「消費料金確認通知」「民事訴訟最終通達書」などの記載のあるハガキ等で、**身に覚えのない請求には応じないように**しましょう。また、「無料」や「お試し価格」などの健康食品等を通信販売で**1回だけのつもりで購入したところ、定期購入になっており解約したい**との相談も多く寄せられております。身体に合わない、期待した効果がないからといって解約・返品できるとは限らないため、**注文をする前に条件等をよく確認してから購入する**ようにしましょう。

## 注意喚起

### 若者をターゲットとした悪質な勧誘にご注意ください ～「マルチ商法」の甘い言葉を信じないで！～

昨今、県消費生活センターに友人や同級生、先輩から「化粧品やサプリメントの50万円のセットを購入し、人に紹介すると収入が得られる」「たくさんの契約を取るとその分収入が増える」などといった**マルチ商法（連鎖販売取引）**による相談が多く寄せられています。特に**若者（20代前半）がターゲット**とされている事例が多数寄せられていますので、ご注意ください。



**【相談事例1】** 高校の同級生から勧誘を受け、マルチ商法で高額な化粧品とサプリを契約し、現金を持っていなかったため、サラ金からの借入を指示され、契約金を支払ったが、解約したい。どうしたらいいか。

**【相談事例2】** 友人から「化粧品と健康食品を購入し、人に勧めると収入になる」「最初は費用がかかるがすぐに取り戻せる」と言われ、契約したが、友人を勧誘することに気が引けるため、辞めたいので解約したい。

### トラブルを防ぐためのポイント



- ☑ 「簡単にもうかる」などの甘い言葉をうのみにしないでください。簡単に大金を得られることは通常あり得ません。家族や友人に相談するなど、**一旦冷静になって**考えましょう。
- ☑ 友人や知人からマルチ取引の勧誘をされても、その場で契約せず、**きっぱりと断りましょう**。自身が友人を勧誘することにより、人間関係を壊すおそれもあります。
- ☑ **仕事を始める前に高額な契約を結ばせるサイドビジネス**には十分に注意しましょう。「**借金して契約**」という話は**絶対に断りましょう**。

困ったとき、不安なときは、消費者ホットライン「188」、もしくは**県消費生活センター**にご相談ください！

相談は  
無料です！



だまされないちゃん

【契約とは？】私たちは毎日の生活の中で無意識に消費者として様々な契約をしています。  
**契約とは、法的な拘束力を持つ約束のこと**です。事業者（店）と消費者（客）のお互いの意思の合意により成立し、自由に結ぶことができます。また、**口約束でも成立し**、一定の場合（保証契約など）を除いて書面の作成は必須ではありません。

契約は法的な責任を伴うので、原則として一方の都合だけで勝手に解消することはできません。



【生活の中の様々な契約】

私たちは生活の中で、無意識のうちに様々な契約をしています。



洋服をクリーニングに出す



美容院で髪を切る



ネットショッピングをする



病院で診察を受ける など

次回の消費生活講座は「契約の取り消し」について掲載予定です。

出典：(独) 国民生活センター 暮らしの豆知識

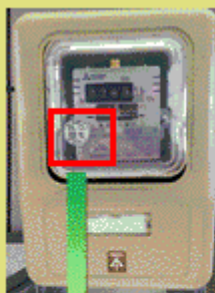
お使いの電気・水道・ガス等のメーターは有効期間内ですか？

**有効期間が過ぎたメーターを使用することは計量法で禁止されています。**

取引または証明に用いる計量器は、「計量法の検定又は指定製造事業者が行う検査に合格し、かつ、有効期間内のもの」でなければ使用できません。

**まずは、有効期間を確かめてみましょう！！**

電気メーター



水道メーター



ガスメーター



期間内なら安心だね



問い合わせ先  
 佐賀県暮らしの安全安心課  
 食育・計量担当  
 TEL:0952-25-7069



# 佐賀県金融広報委員会は こんな活動をしています！

## 出前講座

金融広報アドバイザーを無料で派遣しています。学校や保護者会、地域、職場の集まりなどご利用ください。

### 講座テーマ

お金に関する素朴な疑問や  
消費者トラブルの対策方法など



## 金融・金銭教育活動の支援

小学校から高等学校における金融・金銭教育の実践や効果的な方法を研究する活動を支援しています。

### 研究校 (平成31年度)

佐賀県立唐津商業高等学校



## イベントやセミナーの開催

くらしをより充実したものにするために必要な「お金」や「経済」について、わかりやすく知ることができるセミナー等を無料で開催しています。

### 開催例

- お金とくらしの講演会
- 夏休み親子セミナー



## 金融・金銭教育に関する情報提供

くらしと切り離せない「お金」について、より身近に学べるよう、新聞やWEBで情報発信をしています。

### 情報提供例

- 子ども佐賀新聞への寄稿
- WEBサイト「知るぽると佐賀」での情報発信



その他にも様々な活動をしています。活動内容や出前講座の申し込み方法など、詳しくはWEBサイトをご覧ください。

知るぽると佐賀

検索



## 困ったときの 相談窓口

## 一人で悩まず早めにお電話ください！

佐賀県消費生活センター

TEL:0952(24)0999

FAX:0952(24)9567 メール:shouhisoudan@pref.saga.lg.jp

消費者ホットライン TEL 局番なし「188」お近くの相談窓口につながります

市町相談窓口一覧 (平成31年4月10日現在)

【受付時間】9時～17時  
土日祝日（年末年始を除く）も受付可。  
**相談無料**です。



↑佐賀県消費生活センターQRコード

相談窓口	電話番号	相談日	相談窓口	電話番号	相談日
佐賀市消費生活センター	0952(40)7087	月～金	神崎市 商工観光課	0952(37)0107	火・金
唐津市消費生活センター	0955(73)0999	月～金	吉野ヶ里町 商工観光課	0952(37)0350	木
鳥栖市消費生活センター	0942(85)3800	月～金	基山町 住民課	0942(85)8171	金
多久市 市民生活課	0952(75)6117	月・水・木	上峰町 総務課	0952(52)2181	第2・第4火
伊万里市消費生活センター	0955(23)2136	月～金	みやき町 企画調整課	0942(89)1655	月・水
武雄市消費生活センター	0954(23)9500	月～金	玄海町 住民福祉課	0955(52)2158	金 (4回/月)
鹿島市 商工観光課	0954(63)3412	月・金	有田町 東出張所	0955(43)2105	火・木
小城市消費生活センター	0952(72)5667	月・火・水・金	大町町 企画政策課	0952(82)3112	水 (3回/月)
嬉野市うれしの温泉観光課	0954(42)3310	火	江北町 産業課	0952(86)5615	火 (3回/月)
(塩田庁舎)			白石町 産業創生課	0952(84)7123	木 (4回/月)
(嬉野庁舎)			太良町 企画商工課	0954(67)0312	水